

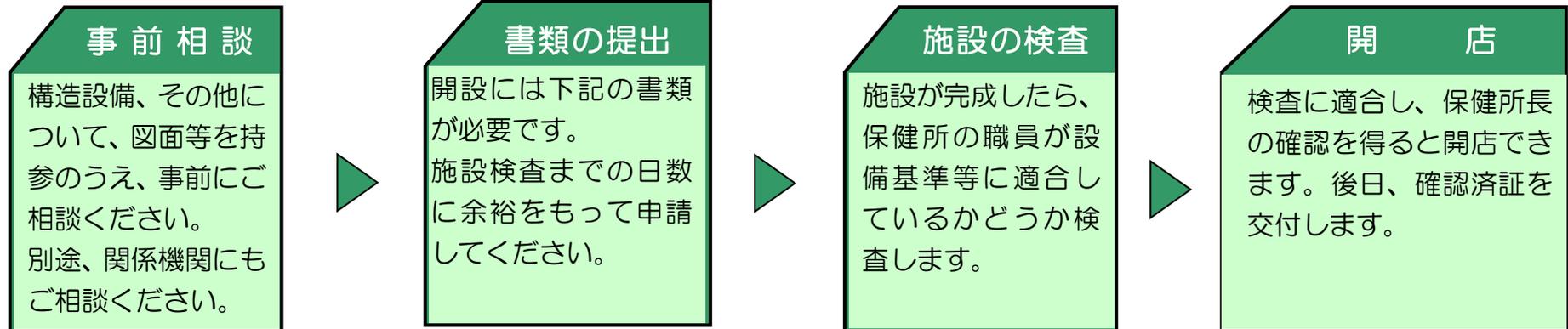
クリーニング所(一般) の て び き

品川区保健所

〒140-8715 品川区広町2-1-36

電話 03-5742-9138

クリーニング所(一般)開設までの手続き



開設時に必要な書類

- 開設届
- 構造設備の概要
- 施設の平面図
- 有資格者の免許証（**本証**提示）
- 検査手数料（16,000円）
- 開設者が法人の場合：会社の登記事項証明書（6ヶ月以内）（**原本**提示）

(例) クリーニング所 (一般) 構造設備概要

区分処理・格納設備

○洗濯物を未洗濯、要消毒、洗濯済、仕上済に区別して処理する。

テトラクロロエチレンの貯蔵及び蒸留残さ物等の保管

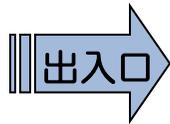
○貯蔵場所及び保管場所は、床面を不浸透性材料とし、かつ、直射日光及び雨水を防止できる構造とする。
○貯蔵タンク及び保管容器は、密閉でき、かつ耐溶剤性の容器とする。

利用者に対する苦情の申出先

○クリーニング所の名称・所在地・電話番号を明記

受取り、引渡し場

○仕上品と未洗濯品が混ざらないよう区分する。



換気・採光・照明

○クリーニング所内は換気、採光及び照明を十分にする。

ドライ設備

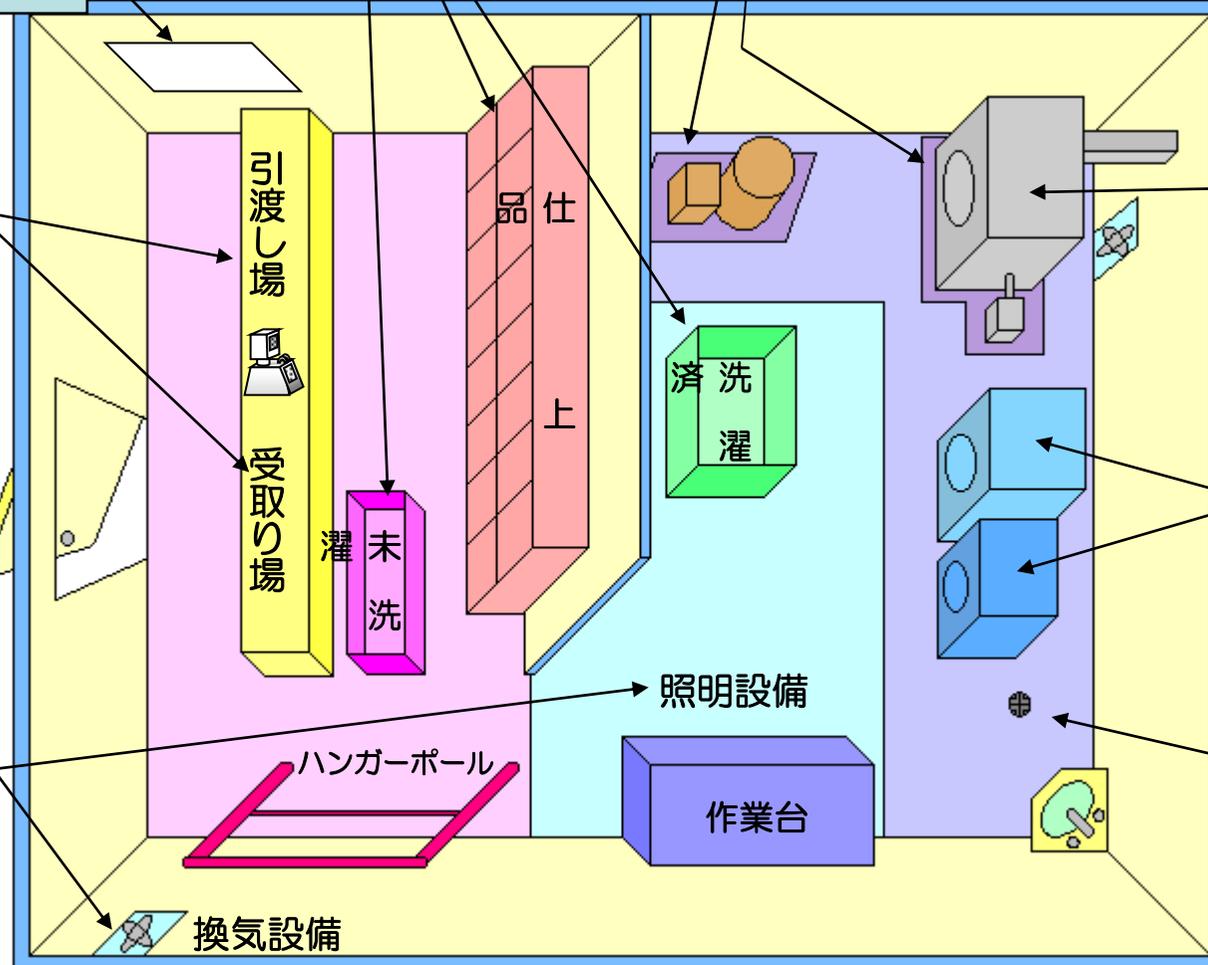
○排水処理装置・溶剤蒸気回収装置を設置すること(テトラクロロエチレンを使用する場合)。

業務用機械

○洗濯機及び脱水機をそれぞれ1台以上、備える。

洗いの床

○不浸透性材料とする。
○適当な勾配と排水口を設ける。



クリーニング所の各種申請・届出手続きについて ～下記のような場合には申請や届出が必要になります～

◆ 新規開設届

- 開設者の変更
- 施設を移転（仮店舗も含む）
- 施設を大規模に増改築
- 施設を建て替え 等

必要書類

- * 「開設までの手続き」をご覧ください。

➤ 変更届

- 法人代表者が変更
- 施設を小規模に増改築
- 種別を変更（一般→取次、取次→一般）
- クリーニング師が変更 等

届出事項が変わるときには変更届が必要になります。
届出事項とは、お店の名前や、営業者の住所、構造設備の概要（機械の台数、使用溶剤など）となります。

*** 施設の変更は事前に保健所に相談してください。**

必要書類

- * 変更届
- * 変更した内容のわかる書類
（登記事項証明書（法人の場合）、施設設備図面 等）

◆ 承継届

- 譲渡により開設者の地位を承継した。
- 開設者（個人）が死亡し、相続をした。
- 法人が合併・分割した。法人の合併・分割による手続きは事前に相談してください。

必要書類

- * 開設者の地位承継届
- 【譲渡の場合】
- * 営業の譲渡が行われたことを証する書類
 - * 登記事項証明書（譲受人が法人の場合）
 - * 届出者が外国人の場合は住民票の写し（国籍等を記載したものに限り）
- 【相続の場合】
- * 戸籍謄本
（被相続人および相続人全員の関係がわかる戸籍の全部事項証明書）
 - * 相続人全員の同意書（相続人が2人以上の場合）≪相続人の範囲：法定相続人≫
- 【合併・分割の場合】
- * 定款又は寄附行為の写し
 - * 登記事項証明書（合併又は分割登記後）

➤ 廃止届

- 営業をやめた。等

必要書類

- * 廃止届

クリーニング所(一般)日常の衛生管理等

施設の清潔	施設は常に整理整頓し、清潔に保つ。
換気・採光・照明	<ul style="list-style-type: none"> ・ドライ機の稼働中には定期的に換気する。 ・照明器具、換気設備を定期的に清掃し、クリーニング所内の換気、採光、照明を十分に作る。
洗濯物が接触する設備の清潔	受渡し・シミ抜き・仕上げの作業台、洗濯物の収納容器、洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機などの洗濯物が触れる部分を清潔に保つ。
未洗濯物と洗濯物の区別	受け渡し場及び洗い場では、未洗濯物と洗濯済・仕上済の洗濯物を明確に区別する。
溶 剤	<ul style="list-style-type: none"> ・溶剤は、密閉容器に入れ、日光の当たらない場所に保管する。 ・排液、排ガスはそれぞれの処理装置を設け適切に処理する。 ・蒸発残さ物等の汚染物は密閉できる専用容器に入れて、専用の貯蔵場所に保管する。
利用者への説明	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に対し、苦情の申し出先を明示（掲示と書面の配布）する。 ・洗濯物を受け取る時は、洗濯物の処理方法や、衣類のトラブル発生等の可能性について説明し、利用者の了承の上で処理を行う。
従事者に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・クリーニング師は全員、3年に1回、研修を受けること。 ・クリーニング業務に従事する従事者（有資格者含む）のうち5人に1人に対し、3年に1回、講習を受けさせる（研修を受けたクリーニング師は講習を受けた者とする）。 ・従事者に健康診断を受けさせる等、常に従事者の健康管理に注意する。

関係機関一覧

クリーニング師試験について

東京都福祉保健局健康安全部 健康安全課 試験・免許係
新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 2 1 階南側

☎ 03-5320-4358

クリーニング師研修・クリーニング業従事者講習、経営相談、融資相談、及びSマーク等について

公益財団法人 東京都生活衛生営業指導センター
渋谷区広尾 5-7-1 東京都広尾庁舎内

☎ 03-3445-8751

消防（消防設備の設置、維持ならびに検査、危険物の貯蔵及び取扱い等）について

品川消防署 品川区北品川 3-7-3 1
大井消防署 品川区東大井 3-6-1 2
荏原消防署 品川区平塚 3-1 6-2 0

☎ 03-3474-0119

☎ 03-3765-0119

☎ 03-3786-0119

工場・指定作業場について

品川区都市環境事業部 環境課 指導調査係
品川区広町 2-1-3 6 品川区役所内

☎ 03-5742-6751

用途地域、建物の建築（建築確認等）について

品川区都市環境事業部 建築課 審査担当
品川区広町 2-1-3 6 品川区役所内

☎ 03-5742-6769

排水などについて

下水道局南部下水道事務所 品川出張所
品川区西品川 1-8-1

☎ 03-3495-0351

特別管理産業廃棄物について

東京都環境局 廃棄物対策部 産業廃棄物対策課
新宿区西新宿 2-8-1 第二本庁舎 9 階

☎ 03-5388-3589